

石里親第21号
令和7年3月4日

会員各位

Supported by



石川県里親会
地震支援対策チーム
リーダー 宮崎 七世
(公印省略)

令和6年能登半島地震の里親支援事業の延長について

皆様におかれましては、当会の活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和6年能登半島地震から1年余りを経過し、新たな年度を迎えるとしておりますが如何がお過ごしでしょうか。

昨年8月より実施しております「令和6年能登半島地震の緊急支援／里親家庭において社会的養護を経験した子ども達と里親支援」ですが、公益財団法人日本財団様と協議のうえ期間延長の運びとなりましたのでお知らせいたします。

(内容の抜粋)※詳細は別紙“要綱”をご参照ください

- 1 目的 能登半島地震により日常生活に**直接的な影響**を受けた**里子・養子とその里親の生活再建の支援**のために、子どもの養育に必要な環境や設備の修繕や物品の再購入の支援を行い、負担軽減に努める
- 2 内容 本災害で破損した**家屋の罹災証明等の被害の状況**に応じて、**事業期間内における修繕・再物品購入などを設定金額内で費用負担するもの**
- 3 申請方法 希望者は下記の申請相談ダイヤルにご連絡ください。
担当者より手続きを詳細にご案内いたします。
- 4 対象者 令和6年1月1日時点で、里子または養子と生活をしていた里親・親族里親家庭のうち本支援申請時にその子どもの養育を継続している里親
(養子縁組済みの場合、令和6年1月1日時点で子が22歳以下であること)
- 5 支援金 銀行等の口座へ代金を振込
- 6 事業期間 令和6年8月26日～令和7年2月28日令和8年3月31日まで延期
- 7 延期の理由 本事業期間内に**家屋等の修繕の完成(完了)**が間に合わないなど災害地特有の社会状況を鑑みて**1年間の延長**とする
【連絡先】 石川県里親会 地震支援対策チーム 申請相談ダイヤル 担当:みやざき
電話 090-7742-1415 受付時間:平日9時～19時
※つながらない場合は時間を空けておかけ直しください
メール ishikawa.satooya@gmail.com